

八成小学校学校支援本部規約

第1条 (名称と所在地)

当組織の名称を「八成小学校学校支援本部」とする。

この組織を次の所在地に置く。

東京都杉並区井草2-25-4

第2条 (目的)

「八成小学校学校支援本部」(以下「支援本部」と記述)は、関係組織と連携して、自主的に活動するものとする。

基本的に、学校より支援を依頼された教育に関連する活動に対し、地域の住民や保護者および協力者が主体となって具体的に支援活動ができるよう、活動の統括と組織強化に取り組み、より一層充実した教育の実現を目指す。

第3条 (所掌事項)

「支援本部」は、第2条の目的に沿って、下記の事業に取り組む。

- 1、八成小学校の特長ある環境を活かし・守る活動への支援
- 2、図書室の整備および児童の読書活動への支援
- 3、独自事業の計画・立案・実施への支援
- 4、郷土芸能クラブ(八成太鼓)への支援
- 5、八成小学校の特色ある教育活動(八成ファーム)への支援

第4条 (組織)

「支援本部」には、役員会、事務局および各支援事業部を置く。

- 1、役員会は、本部長、事務局長および各事業部長で構成し、支援本部の活動を統括する。
- 2、事務局は、各事業部の活動を統括し、学校および関連組織との連絡調整を行う。
- 3、事務局は、八成小学校内に置き、事務局長および事務局員で構成する。
- 4、各事業部は、第3条の所掌事業実施のために具体的に活動する。
- 5、各事業部は、事業部長、支援本部担当者および事業協力者で構成する。
- 6、支援本部の各構成員は、構成員候補者の意思を確認のうえ、事業部長、事務局長、本部長が推薦または削除提案し、役員会で決定後、校長が承認する。支援本部の構成員名簿は、最新版を事務局で管理・保管する。

第5条 (役員と職務)

本部には次の役員を置き、職務は次のとおりとする。

1. 事務局長・学校との調整を図り、事業全体の運営にかかわる。
2. 会計・各所掌事業内容に応じた予算執行を管理・監督する。
3. 庶務・各所掌事業からの報告を受け、区教委への報告などを行なう。
4. 会計年次は、通常4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6条 (役員の任期)

役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

第7条 (会議)

支援本部役員の会議は、必要に応じて開催する。

第8条 (守秘義務)

支援本部役員、事務局員、各事業部構成員は、職務上知り得た個人情報等を厳格に管理し、他に漏らしてはならない。

第9条 (検証と評価)

年度末には第三者を交えた検証の場を設け、学校支援本部が適切かつ有効に運営されているかを評価し、その旨を各所掌事務担当に伝え、次年度の各事業に活かすこととする。

第10条 (会計監査)

本会に会計監査若干名を置き、全事業の会計監査結果を区教委、学校長、事務局長に報告する。報告は、原則として各事業部の年間最終事業の決算集計終了時(通常年度末)とする。

第11条 (その他)

当規約は必要に応じ改訂可能とし、改訂記録は事務局にて保管する。

(付則)

当規約は、平成23年4月1日から施行する。

平成21年8月 1日 施行

平成23年3月31日 一部改正